

# 自動車運転代行業の遵守事項について

令和6年4月1日

## 営業所に掲示すべきもの

1 標識

2 約款

3 料金表

Check! 上記は、インターネットにおいて公表する必要があります。ただし、下記の場合は免除されます。  
①随伴用自動車1台以下の場合 ②自ら管理するウェブサイトを用意していない場合

## 営業所の備付簿冊

### 1 運転代行業務従事者名簿

記載事項は、氏名、住所、生年月日、従事者となった年月日、運転免許の種類、運転免許証番号及び有効期間の末日が記載されていること。

### 2 誓約書・診断書

運転代行業務を営む者が、下記のいずれにも該当しないことを誓約した書面を従業員から受け取り、保管すること。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 2年以内に営業停止・営業廃止命令等に違反する行為をした者
- 暴力団員
- 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

### 3 乗務記録簿

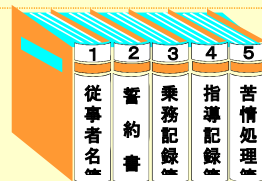
従事者ごとに作成した乗務記録簿を備えること。  
記載事項は、氏名、始業、終業の日時、運転車両、運転距離、同伴の従事者名、収受した料金の額等が記載されていること。

### 4 指導記録簿

従業員に対して指導した事項を記載すること。  
(駐車違反の禁止や雨天時の運転における注意事項等)

### 5 苦情処理簿

顧客から苦情を受理した場合に記載すること。



※保存期間は、2年間（運転代行業務従事者名簿は、従事者が退職した日を起算日として2年間備え付ける。）

## 車両に表示しなければならない標識等

※行灯（あんどん）を装着する場合「代行」の文字を見やすく、他の文字よりも大きく表示。

1 代行運転自動車標識の表示

2 随伴用自動車の表示（ペンキ等による表示）

3 随伴用自動車に備え付けるもの

代行

長崎県公安委員会  
認定第〇〇号  
〇〇〇〇運転代行  
代行 随伴用自動車

文字の大きさは5cm以上

料金表

約款の概要を説明する資料等

## その他の義務

### 1 変更届出の義務（原則、変更があった日から10日以内） （戸籍謄本・登記事項証明書等を添付すべき場合は20日以内）

下記の場合は、変更届出書を営業所を管轄する警察署に提出すること。

- 受託自動車保険又は共済の変更、更新（1年に1回）及び解除（休止）をした場合
- 随伴用自動車の増車、減車、入替をした場合
- 安全運転管理者等を変更した場合（氏名・住所）
- 法人の役員等を変更した場合（氏名・住所）

### 2 廃業等届出義務（事由発生の日から10日以内）

- 廃止した場合
- 合併により消滅した場合
- 死亡した場合

### 3 名義貸しの禁止

自己の名義をもって、他人に代行業を営ませてはならない。

### 4 安全運転管理者等講習の受講

年度に1回、安全運転管理者等講習を受講すること。



### 5 従業員に対する指導

従業員に対し、料金の収受方法の説明、白タク行為ができないこと、駐車違反をしないこと等について指導すること。

Check! R5.12.1～安全運転管理者業務の追加～アルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯び確認酒気帯び確認表の簿冊の備付け（保存期間は1年間）